別紙

合意書

ペッツファースト株式会社を甲（以下「甲」）、特定非営利活動法人　適格消費者団体　消費者機構日本を乙（以下「乙」）として、甲・乙は、本日、下記事項につき合意した。

記

第１条　甲は消費者（購入者）との犬・猫の販売契約に際し、次の意思表示を行わない。

１．「販売後の感染症等の治療保障制度」並びに「販売後の先天性疾患発症時の治療保障制度」に定めた以外は、民法上の瑕疵担保責任並びに損害賠償責任等を負わない。

２．犬・猫の販売後は、いかなる理由があっても、甲が消費者（購入者）からの代金の返還請求には応じない。

３．販売した犬・猫に起因する、あらゆる事故、伝染病、疾病、所有物の汚染等に関しては、甲は一切の責任を負わない。

４．どんな理由があっても、一度締結した犬・猫の購入代金のクレジット会社等への返済は拒否できない。

第２条　甲は 2012 年 4 月第１週後半から運用を開始した「販売契約書」（添付資料）に下記趣旨の条項及び記述を新設したことを確認し、今後もこれらの条項・記述を維持する。

１．「販売契約書の記載事項が、消費者（購入者）の法律上の権利の行使を妨げるものではない」とする趣旨の条項。

２．前項の効果を実質化するために、消費者（購入者）の法律上の権利行使に関して相談を受け付ける甲の窓口（連絡先と受付時間）の記述。

３．「販売契約書に記載されていない問題が発生した場合には、甲が消費者（購入者）と誠実に協議する」とする趣旨の条項。

第３条　甲は、2012 年 9 月の「販売契約書」改定の際には、次の２箇所を改定する。

１．第一条〔付記事項〕「７日目までの疾患であっても、８日目以降の治療費は全額、お客様のご負担となります。」を「７日目までの疾患であっても、８日目以降の治療費については、この治療保障制度の保障対象とはなりません。」に改める。

２．第七条１項の「お客様の法律上の権利」の後に「（瑕疵担保責任や債務不履行に基づく請求など）の」を加筆する。

第４条　１．甲は本合意書第１条１項乃至４項の定めが記載された「販売契約書」、パンフレット、ホームページサイトを破棄したことを確認する。（但し、管理・保存用は除く。）

２．甲は 2012 年４月第１週後半から本合意書第１条及び第２条の趣旨に従って是正した「販売契約書」、パンフレット、ホームページサイトを使用していることを確認する。
３．甲は 2012 年９月からは、本合意書第１条乃至第３条趣旨に従って改定した「販売契約書」、パンフレット、ホームページサイトを使用する。

第５条　甲は甲の従業員等に対し、従業員等が本合意書第１条 1 項乃至４項の意思表示を行わないように、また、本合意書第１条１項乃至４項の定めが記載された契約書等を使用しないように、適切な研修、指導を行うなど、必要な措置をとるものとする。

第６条　甲が前掲第1条から第5条に違背したことが判明した場合は、甲・乙は次の処置をとるものとする。
１．甲は消費者（購入者）に対して、第１条及び第２条並びに第３条（但し、2012年9月以降）の趣旨に添って是正した「販売契約書」、パンフレットを交付する。
２．甲は消費者（購入者）に対して犬・猫の販売代金の返金や治療費を支払うことが必要な場合においては、速やかに対処する。
３．再発防止のため、甲は違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
４．乙は甲の違背行為について、乙のホームページに掲載して公表する。
５．甲・乙は、必要に応じ、再発防止に向けて協議を行い、甲・乙合意の上、新たな合意書を締結する場合がある。

第７条　甲・乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲・乙は、本合意書面を２通作成のうえ、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2012 年 6 月 12 日

甲　東京都大田区矢口 1-29-19
ペッツファースト株式会社
代表取締役社長　正宗　伸麻

乙　東京都千代田区六番町 15 プラザエフ６階
適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本
会　長　青山　佾
理事長　芳賀　唯史